研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 5 年 6 月 1 2 日現在

機関番号: 34419 研究種目: 若手研究 研究期間: 2019~2022

課題番号: 19K13576

研究課題名(和文)株主の取締役に対する会計情報の開示請求権:最適な制度設計のための比較制度研究

研究課題名(英文)Shareholders' Rights to Inspect Accounting Information to Directors: Comparative Law Studies for Optimal Legal System Design

研究代表者

千手 崇史 (Senzu, Takashi)

近畿大学・経営学部・准教授

研究者番号:80631499

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文):まず、株主が直接会社情報を取得する「直接型」制度について、日本の計算書類・会計帳簿それぞれの閲覧謄写制度の問題点を検討した。次に、直接型制度のモデルとなったアメリカの法制度を検討した。その結果、アメリカ法は判例法理等で情報漏洩防止の仕組みがある程度確立しており、日本法にはそれがないという問題点が明らかになった。そこで、その問題点への対応策を求めて、守秘義務を負った弁護士等に会社調査をさせる「間接型」制度であるイギリス法を検討した。イギリスの制度は情報漏洩が少ない上に、行政権の裁量によって大変強力な調査権等の行使が可能であることが判明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義 第一に、日本法上の株主の会社情報開示請求制度それぞれの法改正を丹念に調べ、制度趣旨との整合性、また問 題点を独自の視点から新たに明らかにした。第二に、それら問題点に関して、比較法的な視点から、アメリカや イギリスでどのような対応がなされているかについて、既存の研究とは違う視点から明らかにした。これらが学

術的意義である。 そして、本研究に盛り込まれた新たな視点・最新の詳細な情報は、今後研究代表者及び他の研究者・実務家がこの分野の研究・文献収集を継続するにあたり依拠するに足りる質のものであり、今後同制度の解釈・立法・実務上の運用について論ずる際の基礎となりうる。これが社会的意義である。

研究成果の概要(英文): First, I examined the problems on inspect systems of financial statements and account books/materials on Japanese Companies Act with regard to the "direct" system in which shareholders obtain company information directly. After that, I examined the U.S. Corporation Law, which served as a model for the Japanese system. As a result, it became clear that American system (especially case law) had established the system for preventing information leakage to some extent, whereas Japanese law does not.

Therefore, in order to find a solution to these problems, we examined the U.K. Companies Act, is an "indirect" system that allows lawyers, etc., who are obligated to maintain confidentiality, to conduct company investigations. It was found that the system of U.K. are less prone to information leaks and allows the exercise of very strong investigative rights at the discretion of the administrative power.

研究分野: 商法(会社法)

キーワード: 計算書類 会計帳簿 イギリス法 検査役 |閲覧謄写請求権 業務財産(執行)検査役 アメリカ法 帳簿・記録開示請求権

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

本研究は「株主が株式会社の情報(特に会計情報)を取得する権利」についての研究である。株主が株式会社の状態を把握し、特に不祥事が疑われる事態に会社の情報を正確に把握することで、次なる監督是正権の行使(例;取締役への損害賠償責任追及など)へとつなげる必要があり、特に会計情報が不祥事の把握に有効である。これについて、日本の法律上は株主が会社情報を直接取得する「直接型」制度(例;計算書類や会計帳簿の閲覧謄写請求権)も、守秘義務を負った公正中立の第三者に調査させる「間接型」制度(業務財産(執行)検査役制度)も利用可能になっている。もっとも、日本の現状ではこのいずれも行使しにくい状況がある。これが本研究を行う背景である。

2 . 研究の目的

株主が会社の会計情報の開示を求めるための制度が機能不全に陥った理由・原因を正確に把握し、外国の法律との比較を通してその対策・解決策の糸口を見つけることが研究の目的である。 3.研究の方法

- (1) 第一に、「直接型」制度として「計算書類等閲覧謄写請求権」に関する研究から着手した。 具体的には、まず、コンメンタール(条文ごとに当時の議論が詳細に記載された百科事典のような書籍)や主要な体系書をこの科研費を用いて時代ごと、版ごとに収集し、改正が起こった時期ごとに見落としがないように、丹念に分析した。それに際して、日本法においては「目に見える」これまでの法改正の変遷に止まらず、その制度趣旨に変化がないか、判例・裁判例はどのような流れになっており、学説ではどのような議論が行われていたかなど「目に見えにくい」部分に特に注意を払って調査・検討した。なお、計算書類は全ての会社に作成義務があるが、その内容は株主総会のとき株主に直送され、一部は公告されるなど「利害関係者に見せる」前提で作られているので、主に論ずべきは「義務に違反して作成していなかった場合の扱い」である。
- (2) 第二に、もう一つの日本の「直接型」制度である「会計帳簿等閲覧謄写請求権」を検討対象とした。これは計算書類とは異なり、機微な企業秘密情報(例;典型的には、仕入先情報、仕入れたものにどれだけマージンを付けて売っているか等)を含んでおり、利害関係人に直接見せるために作られていない。そのような書類を株主が直接取得する権利が、なぜ日本法に登場したのか。科研費を用いて多くの資料・書籍を時代ごとに入手し、改正が起こった時期ごとに(1)と同様の方法で、同様の配慮をしながら丁寧にまとめあげた。なお、会計帳簿については特にアメリカからの政治的な働きかけによって法改正が行われていることから、外交資料などもできる限り入手し、その改正時点において日米の関係がどうであったかという情報もくみ取るように努力した。

「直接型」制度は単に「株主に会社情報を開示させればよい」ものではない。特に、会計帳簿等閲覧謄写請求権の検討にあたって重要なのは「株主が請求によって得た情報をいかにして漏洩させないようにするか」という観点であり、具体的に「株主が会社の会計情報を知る(それにより監督是正権を適切に行使する)」ことと「情報漏洩によって会社に及ぶ無用な損失を防止する」ということの両立があって初めてこの制度は機能する。もっとも、(2)の調査によっても、株主との合意等に基づいて守秘義務を課す以外に有効な情報漏洩防止策が見つけられなかった。同時に、(2)の調査によって、日本の「直接型」制度の代表格であり、特に論ずべき点の多い会計帳簿等閲覧謄写請求権は、日本の敗戦後、昭和25年改正で日本法に織り込まれ、日米貿易摩擦などをきっかけとして平成5年の改正でその行使要件が緩和された、という点を詳細に知ることができた。

(3) 上記の結果をもとに、第三に、昭和 25 年の時点で会計帳簿等閲覧謄写請求制度創設時にモデルとされた「アメリカ会社法上の帳簿・記録開示請求権」を調査・検討した。アメリカには 50 の州があるが、最も判例が多く、会社法において代表格とされるデラウェア州の会社法(DGCL) を対象とし、最新の法改正から遡る形で本科研費を用いて重要な文献を次々と入手し研究した。また、(1)(2)の調査同様、「目に見えにくい」部分にも注意を払った。具体的に、アメリカ法は「英米法」というグループに属し、(現在は会社法の制定法を有してはいるものの) 判例によっ

てルールが形成される特徴を持つため、アメリカ法の調査に当たっては判例の動きが日本法の場合よりも決定的に重要であると考え、デラウェア州を中心として 130 以上の判例を読み、文章・エクセルを用いてその相互関係等を記録・整理した。なお、アメリカ法を日本法と比較する過程では、「どちらの制度が優れている」とか「アメリカの制度を日本に導入すべきだ」というような議論に陥り、視野が狭くなりがちなので、それには特に注意し、両者の社会や法律・司法制度全体の違い、法曹制度や弁護士の違いなど、背景事情にもできる限り目を配るよう気を付けた。

- (4) なお、特に(2)~(3)の調査の過程で本研究は世界的な感染症のまん延を契機として、大幅な遅れを余儀なくされた。大学の講義がオンライン講義へと切り替えられ、急激・大幅な働き方の変更を余儀なくされるなどし、業務量が一時的に著増した。また、世界的な物流網の寸断により書籍が入手困難な状況や注文した書籍の大幅な延着、配送不能が生じた。これらが、特に大きな原因であると考えられる。そのような中でも、研究代表者は必死に本研究を完遂するために、入手できる情報は入手し、できる範囲での努力をしたが、それでも研究期間の1年の延長申請が必要であると判断せざるを得ない状況に至った。重ねて、以下に述べる通り、特に「間接型」制度に関して若干の簡略化が必要となった。
- (5) (3)の調査に引き続き、日本法上既に存在する「間接型」制度、すなわち、「業務財産(執行)検査役」の制度に関して調査にあたった。日本の業務財産(執行)検査役制度は、不祥事等が疑われる場合に株主が請求することで発動する点では会計帳簿等閲覧謄写請求権と同様であるが、会社の情報を株主に直接見せず、守秘義務を負った第三者(資格制限はないが、既に守秘義務を法律上負っている弁護士・公認会計士が裁判所によって選任される例が殆どである)が代わって調査・報告をするという仕組みである。

検査役の制度は、情報漏洩の危険が極めて少ない。また、計算書類や会計帳簿の閲覧謄写請求 権は文字通り会計情報しか取得することができないが、検査役の場合には調査対象がそれに限 られないという利点も備える。それにも関わらず、日本法上の業務財産(執行)検査役はほとん ど使われない状態が長く続いており、日本法で見落とされた根本的な原因がないかという点も 時間をかけて調査するに値する。もっとも、(4)に述べた状況があったことから、明治 23 年に最 初の商法典が制定された時に、業務財産(執行)検査役制度のモデルとしたイギリス法上の検査 役に関する、最新情勢の調査をまず優先させた。本科研費を用いてイギリスの主要な会社法の文 献を入手し調査・研究を進めた。

イギリス法の研究では、次の三点を特に注意した。第一に、イギリスは行政権が弁護士などに検査役となることを命じて会社を調査させる制度であり、司法権(裁判所)が選任する日本法のそれとは異なるので、その点に特に注意して研究した。第二に、イギリスはアメリカよりも古い歴史を持ち、裁判制度と弁護士・法曹制度を筆頭として、行政権の裁量の大きさ、会社検査・調査の担い手やその権限の強さに至るまで、歴史的な背景や制度の成り立ちに関する理解が欠かせないため、歴史・社会や法制度の背景にあるものが分かるような書籍も積極的に収集して研究した。中でも、イギリスは裁判制度と弁護士・法曹を取り巻く仕組みが他の国のいずれとも違う独特なものであり、それが同国の別のあらゆる制度・実務に影響を与えているため、民事裁判・手続や弁護士・法曹制度に関する書籍もこの科研費を用いて特に多く収集し、必要に応じて知識を補充することで、日本法との単純な、表面的な比較に陥らないように注意した。第三に、「英米法」グループに属するイギリス法も、(3)で述べたのと同様判例が重要であるが、次々と新しい判例・裁判例が登場するアメリカ法と比べ、イギリスではより厳格な先例拘束主義がとられており、また EU 法(条約)やその判例の影響もうけるため、その前後関係や効力の上下関係に特に注意しつつ、50をこえる裁判例を調査・検討し、(3)の調査同様に文章・エクセル等で相互関係を記録するなどして正確な理解を心がけた。

以下、3.研究の方法と対応させる形で述べる。

(1) 上記3.(1)の「計算書類」に関する研究については、その過程で立命館大学商法研究会(2020年1月)において報告を行った。当該研究会における先生方からのご指導、ご指摘を踏まえさらに研究を重ね、最終的な成果を「株式会社における計算書類・附属明細書等の作成義務懈怠:法改正の変遷と実効的な法規制の欠如」商経学叢 67巻1号25-58頁(2020年9月)として公表した

本稿は、これまで意識的に論じられてこなかった「計算書類の作成義務懈怠」の問題とこれまで学会で唱えられてきたそれへの対処法の当否について、主に理論的側面から、多角的(会社法だけではなく、民事訴訟法、民事執行法、租税法など)に分析をしたものであり、この分野における数少ない研究成果の一つである。結論として、現行法上の「計算書類作成義務懈怠」に関する法規制や判例法理、またその対処法としてこれまで唱えられてきた解釈論・方法には不十分な点が多いことを明らかにした。

本研究は、他の論文と同様、国内の 100 名を超える商法研究者、実務家などに直送し、高い評価を得た。同時に、大変貴重なコメントやご指導・示唆も多くいただいた。

上記問題に対してどのように対処すればよいか。単に「罰則を重くすればよい」というような 単純な解決はできない、極めて難しい問題であり、さらに深く慎重な検討が必要であることが明 らかになった。同様に分野横断的な視点を駆使し、今後研究を深めたいと考える。

(2) 上記 3.(2)の「会計帳簿」に関する研究については、まず、関西商事法研究会(2020 年 7 月)で報告を行った。そこでの先生方からのご指導・ご指摘をもとにさらに研究し、九州大学産業法研究会(同年 11 月)においても研究成果を報告した。最終的に、この二つの研究会でいただいた視点・ご指摘を総合的に生かした上で独自にも研究を続け、研究成果を「株式会社における株主の会計帳簿閲覧謄写請求権-法改正の変遷と制度趣旨・機能の不一致-」商経学叢 67 巻 3 号 259-312 頁(2021 年 10 月)として公表した。

会計帳簿の閲覧権は、株主の会社に対する権利(監督是正権)を強化する方向に働く制度である。見せる前提で作られる先述の「計算書類」の制度とは異なり、会計帳簿・書類からは企業秘密情報が明らかになってしまう。つまり、株主にそれを直接見せる本制度は、株主がそれを漏洩させ、又は、権利行使以外の目的に使用する危険性、ひいては会社に損害を与える危険性をはらんでいる。よって、単に「株主の権利強化が趣旨であるから、会社が持っている帳簿・書類を株主に次々と見せよ」という議論にはならず、株主と会社の利益のバランスに注意して考えなければならない。

過去にこの分野においても大変多くの優れた研究が既になされている。本稿はそれらを丁寧に踏まえ、日本法の同制度における主要な論点は網羅し、最新情勢も盛り込んだ点に特徴がある。また、詳細な検討の過程で、本稿は、本制度が「既に不祥事の兆候をある程度つかんでいる株主が、さらに具体的な証拠・資料を得るための手段」としてしか機能していないという「制度趣旨と機能の不一致」を見出し、これまで漠然としか捉えられてこなかった本制度の機能不全の状態を明確化した点にもう一つの特徴がある。

本研究も、他の論文同様 100 名を超える研究者・実務家へ直送し、数多くのご返答・コメントを頂戴したが、下記アメリカ会社法の研究と並んで特に多くの方に興味を持っていただいた。また、本研究脱稿後、論文をご覧になった先生よりお声をおかけいただき、現代企業法研究会(2022年7月)で本研究の内容についてさらに事後的に発表を行う機会を与えていただいた。当該研究会でも、この分野が得意な研究者・実務家の先生が多くご出席下さり、大変活発な議論を交わすことができ、また新しいヒントも多く頂戴した。これらご指導・ご指摘は、今後本論文の発展版・続きとなる論文を執筆する機会に盛り込む計画である。

(3) 上記3.(3)の「アメリカの帳簿・記録」に関する研究の過程においても、立命館大学商法研究会(2021年6月)関西商事法研究会(2021年7月)においてそれぞれ報告を行った。そして、同様に両研究会の先生方よりいただいたご指摘・ご指導への応答をもとにさらに研究を重ね、「アメリカ会社法上の株主の帳簿・記録開示請求権 「正当な目的」要件と情報漏洩防止に関するデラウェア州判例法理を中心に 」商経学叢 68巻2号 261-326頁(2021年12月)としてその成果を公表した。

この分野においても数多くの優れた研究が既に存在するが、本研究はそれらと重複しないよ

うに特に意識し、この分野でこれまで研究が十分に進展していなかった、「アメリカ会社法上の 判例法理」に重点を置き、多くの判例(国内でまだ紹介されていない重要判例も含む)の意義や 相互関係を、理論的・体系的に説明することを意識した。

ここで、既述の通り会社の帳簿・記録を株主に直接見せる場合には、情報漏洩の防止を同時に 実現する必要がある。これについてアメリカ法は、守秘義務を株主に負わせるのに裁判所が強く 関与するという実務があり、また、判例法理において情報漏洩防止に役立つ法理が明確化してい るなど、日本法とは違う特徴を持っていることを本稿は明らかにした。アメリカ法は、情報漏洩 防止に関心を持っていないのではない。むしろ、日本よりも情報漏洩防止に対する関心が強く、 情報漏洩が起こらないよう細心の注意を払っており、判例法理や裁判所の指揮・実務という「会 社法の規定以外の側面」においてそれを実現しようとしているのである。ここまでの研究により、 日本法がアメリカ法の「帳簿を直接株主に見せる」制度だけ導入し、本来それとセットで考えな ければならない情報漏洩防止の仕組みを見落としていた可能性があること、その後の同分野に おけるアメリカ法の発展も日本は十分にフォローしきれていないことなどが同時に明らかにな り、これらが現在日本法で生じている問題の根源の一つではないかと上記論文の中で表明した (もっとも、これはアメリカの情報漏洩防止の仕組みを日本にそのまま導入せよという意見で はない。アメリカ法でそのような仕組みがあることを参考にして、情報漏洩防止のことを日本に おいて正面から考える機会が本来はあったし、考えるべきであったのではないか、という指摘で ある)。調査の過程で新たに明らかになった論点や多くの情報で、本稿に盛り込めなかったもの もあるので、その点は今後機会を見つけて論文として公表する機会を設けたいと考えている。 (4) 上記 3. (5)の「イギリス検査役」の研究の過程においても、関西商事法研究会(2022年

(4) 上記 3. (5)の「イギリス検査役」の研究の過程においても、関西商事法研究会(2022年4月)において報告を行い、この研究会でも先生方より多くのご指導・ご指摘をいただいた。それも踏まえてさらに研究を重ねることで、「イギリス会社法上の会社調査制度の概要と検査役の法的性質 「私法的色彩」を帯びた「公法上の調査権」」商経学叢 69巻2号191-225頁(2022年12月)として公表することができた。

なお、この論文はイギリス検査役を総論的に明らかにする点においては過去の論稿と軌を一にするが、過去のそれよりも詳しくなるように心がけた。また特にイギリス検査役の「法的性質」に重点を置き、違った特徴を持つ論文となるように意識した。本研究により、強力な行政の権限を背後に持つイギリスの検査役の特質がより鮮明になった。

なお、本稿は結論を述べていないが、それには理由がある。具体的に、この調査の過程でも、国内でまだ紹介されていない多くの情報・論点に接した。そのことも書くかどうかを深く悩んだ末、この科研費による研究の残り期間や紀要が刊行されるタイミングを考慮し、既に(イギリス検査役について)書いていた論文の内容を大幅に削減してまとめ、本稿を発表することとしたものである(なお、もう少し後に論文を脱稿する機会もあったが、その場合、万が一予期せぬ事情で少しでも紀要の刊行が遅れてしまっただけで、本科研費の研究期間を超えてしまうという事情があったため、上記の安全策をとった)。

ところで、情報漏洩防止という点では圧倒的な優位性を持つにも関わらず、日本の業務財産 (執行)検査役制度は利用されていない。第一に、なぜそれが日本法上用いられなくなったのか、その本当の原因を知る必要がある。第二に、イギリスの制度やイギリス同様に間接型の制度を持つ法域において、なぜそれが機能するのかも、日本法に示唆を与えうる点においてもっと深く広く検討する必要がある。この二つの点は、今回の研究では十分に明らかにすることができなかった。もっとも、本研究の続きとなる研究について、新たに科研費をご採択いただいた(基盤研究 (C)「株主による会社不祥事の調査権 比較制度研究を通した検査役制度の最適な設計と活用法」; JP 22K01243)。今回の研究過程で新たに得られた情報はとても多かったため、今後はそれをもとに日本とイギリス(可能であれば他の法域)の検査役制度に重点を置いてさらに深く研究を続け、学会に新たな視点を提供できるよう努力を続ける。

5 . 主な発表論文等

「雑誌論文〕 計4件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件)

【雑誌論文】 計4件(うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件)	
1 . 著者名 千手崇史	4 . 巻 69巻2号
2.論文標題 イギリス会社法上の会社調査制度の概要と検査役の法的性質 「私法的色彩」を帯びた「公法上の調査 権」	5 . 発行年 2022年
3.雑誌名 商経学叢	6.最初と最後の頁 191-225
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1.著者名 千手崇史	4 . 巻 68巻2号
2.論文標題 アメリカ会社法上の株主の帳簿・記録開示請求権 「正当な目的」要件と情報漏洩防止に関するデラウェ ア州判例法理を中心に	5 . 発行年 2021年
3.雑誌名 商経学叢	6.最初と最後の頁 261-326
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1.著者名 千手崇史	4 . 巻 67巻3号
2. 論文標題 株式会社における株主の会計帳簿閲覧謄写請求権 法改正の変遷と制度趣旨・機能の不一致	5 . 発行年 2021年
3.雑誌名 商経学叢	6.最初と最後の頁 259-312
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	 査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1.著者名 千手崇史	4 . 巻 67巻1号
2 . 論文標題 株式会社における計算書類・附属明細書等の作成義務懈怠 : 法改正の変遷と実効的な法規制の欠如	5 . 発行年 2020年
3.雑誌名 商経学叢	6.最初と最後の頁 25-58
 掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

_

6 . 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------